

第 52 回ナニワ区民まつり 仕様書

1. 案件名称 第 52 回ナニワ区民まつり企画運営等業務

2. 目的と概要

浪速区におけるコミュニティづくりをさらに推進するため、全区民を対象に、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識の高揚、心のふれあう豊かで明るいまちづくりの推進、コミュニティの発展、新たなコミュニティの形成・育成などをめざし、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のため標記事業を実施するもの。

3. 委託期間

契約締結後～令和 9 年 3 月 31 日

4. 業務内容

多くの区民が集い交流し豊かな地域文化を継承するコミュニティづくりの象徴イベントとして、地域で活動する各種団体や区民、企業・NPO等の参画による実行委員会を設立し、事務局として実行委員会を運営しながら、区民相互の連帯感の向上、各種団体間の連帯感の向上、多文化共生、新たなコミュニティの育成、さらなるコミュニティの輪を広げることを目的とした事業の実施に関すること。

(1) 第 52 回ナニワ区民まつりの開催

- ①日 程 令和 8 年 11 月 1 日（日曜日） 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分
- ②会 場 もと立葉小学校及び立葉町公園 ※会場利用料不要、光熱水費は別途調整
- ③実施規模 参加目標 5,000 人以上

参考 1 開催実績

回次及び場所	参画 団体数	ブース数	ステージ 出演団体数	来場者数
第 43 回（浪速公園）	71	45	16	約 12,000 人
第 44 回（浪速区民センター）	43	35	9	約 4,500 人
第 45 回（浪速スポーツセンター、難波中公園）	67	55	12	約 14,000 人
第 48 回（浪速スポーツセンター、難波中公園）	58	47	10	約 5,000 人
第 49 回（浪速スポーツセンター、難波中公園）	63	48	13	約 6,500 人
第 50 回（浪速公園）	73	54	19	約 10,000 人
第 51 回（浪速公園）	74	57	17	約 12,000 人

※第 44 回は、雨天により屋内で開催。

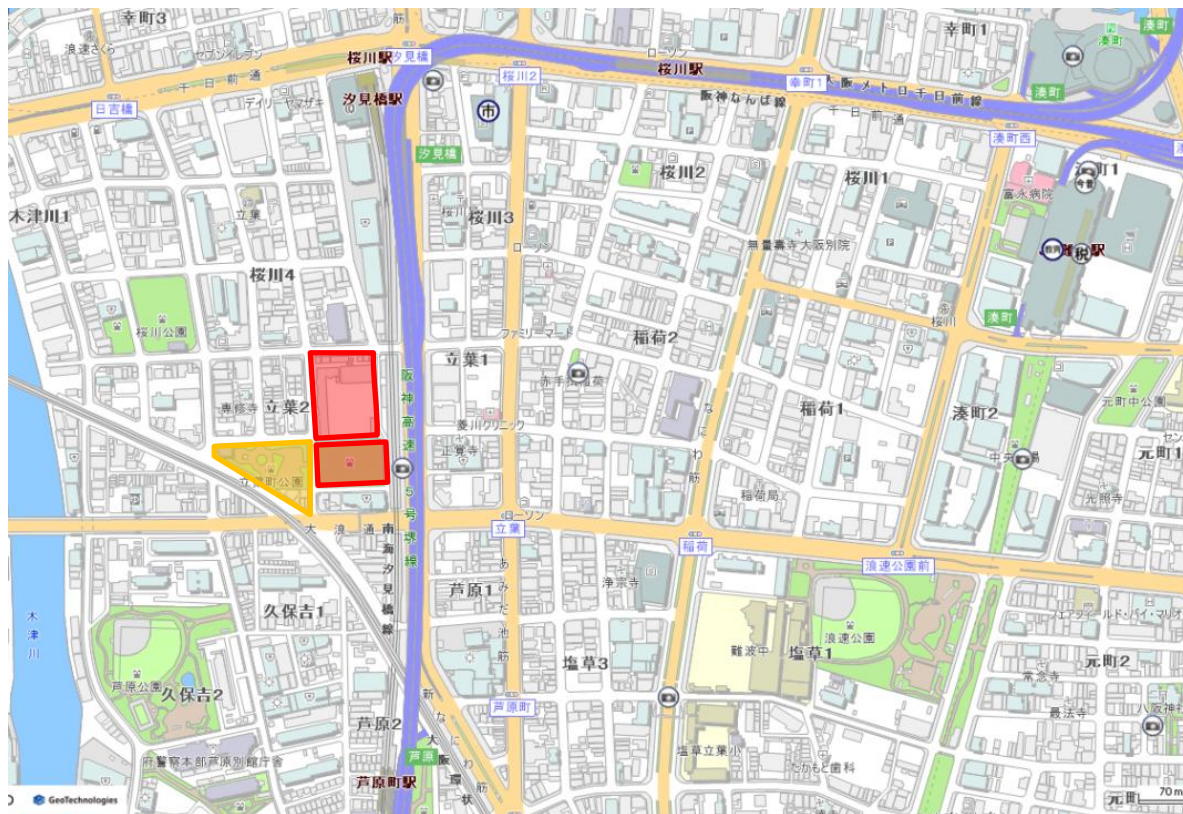
※第 46 回、第 47 回は、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況からオンライン配信による開催。

※第 50 回、第 51 回は、浪速区制 100 周年記念事業として拡大版で開催。

参考2 会場（予定）

- ・もと立葉小学校及び立葉町公園（赤枠及びオレンジ枠内）

なお、オレンジ枠内についてはブース設置せず、駐輪場等による利用を想定している。



④実施業務

(ア) 実行委員会の事務局運営

- 各種団体等や区民の参画による実行委員会を設置し、事務局として運営を行い参画すること。
- 会議資料等については、事前に発注者と協議すること。
- 会議開催後、速やかに議事要旨を作成し、発注者に提出すること。

(参考) 実行委員会等の開催回数の見込

- 区民まつり会議・・・年間約2回以上
- 担当者会議・・・年間約2回程度

(イ) 実施プログラム企画調整業務

- ステージプログラム作成、参画団体との連絡調整、出演依頼など、区民まつり実施に必要な各種調整を行うこと。

(ウ) 会場設営・撤去及び物品等の設置

- 地域団体と連携し、物品・資料等の運搬及び会場設営・撤去を行うこと。
- 原則として、設営は開催日の前日及び当日早朝、撤去は、開催当日に行うこと。
- 設営等の作業にあたっては、公園及び施設等に損傷を与えないこと。
- 会場内設置看板・会場内配置図・案内表示物などを作成・設置すること。

(エ) 官公署への諸手続き

○諸手続きに必要な経費は受注者の負担とする。

・行為許可申請、臨時出店届、露店等開設届、その他必要な申請

(オ) 広報関係業務

○ポスター、チラシ、パンフレット（カラー）の作成

○ホームページ等の作成、運用、管理（SNS 配信含む）

SNS 配信にあたっては、フォロワー数の増加に努めること。

○多様な在住外国人への効果的な広報を展開すること。

(カ) 区民まつり開催当日（及び前日）の運営関係

○報道機関等による取材依頼等を受けた場合は、発注者からの指示を仰ぐこと。

○受注者と事前協議により定めた手法により、来場者数の集計を行うこと。

(キ) 来場者及び参画団体へのアンケートの実施

○単なる満足度調査にとどまらず、将来のコミュニティ活動のめざす姿を意識した調査を行うこと。

○アンケートの実施内容については、事前に発注者と協議すること。

○アンケート実施後、速やかに、結果の集計・分析、事業の効果検証を行うこと。

(ク) その他事業実施に必要な業務等

○各種マニュアル、物品管理表、スタッフ配置管理表等の作成

○必要な保険（傷害、賠償、死亡、熱中症等）に加入し、催事実施に必要なリスク管理に備えること。

○雨天・荒天時や地震等の災害発生時における催行基準にあたっては、発注者の指示に従うこと。

○開催時等における地震等の災害発生の際は、発注者との事前の協議により定めた対応方針に従うこと。

○SDGs を意識した事業運営とすること。

(2) 事業実施計画書の作成・提出

事業実施にあたっては、契約締結後速やかに、事業実施計画書を提出し、発注者と協議すること。

(3) 事業実施報告書の作成

全ての業務完了後、次の①～④をまとめた事業実施報告書を、A4版・カラー、簡易製本により作成し、令和9年3月31日までに5部提出すること。また、報告書及び現場写真のデータを保存したCD-ROM等記録媒体を併せて令和9年3月31日までに提出すること。なお、記録媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

① 第52回ナニワ区民まつりの開催報告

（出展者数・内容、来場者数、準備・期間中の会場の様子がわかる写真、広報実績、効果検証・課題・改善点等）

② アンケート集約結果

③ 実行委員会等の開催経過（資料・参加者名簿・議事要旨等）

④ その他、本事業の履行が確認できるもの

5. 費用

- (1) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て委託料（＝契約金額）に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 委託料の支払いは、業務を完了した後、本市による内容の検査を経て、委託金額を支払うものとする。

(参考) 寄付・協賛金について

これまで、浪速区民まつりは、本市からの委託料の他、実行委員会が個人・法人の方から募集した協賛金も活用しながら開催してきた。

なお、直近4カ年の協賛金額（件数）は下記のとおり。

第48回 1,155千円（27件）

第49回 2,150千円（49件）

第50回 2,657千円※

第51回 4,216千円※

※第50回、51回については、浪速区制100周年記念事業実行委員会協賛金からの配付決算額

6. 再委託に関する項目について

- (1) 第52回ナニワ区民まつり企画運営等業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

7. 事務引継ぎについて

受注者は、本業務を他の事業者が請け負うこととなった場合、契約締結までの間に事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜発注者が立ち会うものとする。

8. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

9. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、受注者は、事前に発注者と十分に協議すること。また、業務遂行に支障のないよう発注者との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (2) 広報印刷物の作成にあたっては、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者から書面にて使用に関する許諾を得ること。また、印刷にあたっては校正及び色校正を必ず行い、発注者の了解を得ること。

10. その他

- (1) 本仕様書及び特記仕様書に疑義があるときは、募集要項に定められた方法により問い質し、その回答を十分に理解したうえで応募すること。プロポーザル参加申出書類提出後の疑義については一切受け付けない。
- (2) 本仕様書及び特記仕様書並びに契約書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (3) 各種データ等の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、契約書の各条項を遵守し、適正な管理に努めること。また、ファイルの保管場所及び個人情報保護責任者、管理台帳等の取扱いを示す資料を提出すること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市浪速区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：委託先事業者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。